

「Mizuho Lite CMS」利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
3. 保守業務 （1） （略） （2） 金融機関マスタ送付サービス 当行は、サービス申込を行った契約者に対し、当行所定の方法で金融機関マスタを提供します。 （3）～（4） （略）	3. 保守業務 （1） （略） （2） 金融機関マスタ送付サービス 当行は、サービス申込を行った契約者に対し、<u>電子メール等により</u>金融機関マスタを提供します。 （3）～（4） （略）
6. サービス料の支払い （1）～（4） （略） （5） 振込等の変更・組戻しの依頼にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。	6. サービス料の支払い （1）～（4） （略） （5） 振込等の変更・組戻しの依頼にあたっては、<u>変更手数料・組戻手数料</u>をいただきます。
1 5. サービス種類・内容の変更 本サービスの種類・内容は当行の都合で変更されることがあります。この場合、当行は契約者へ変更内容を個別告知することとします。	1 5. <u>本サービスの種類・内容および本規定の変更</u> <u>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本サービスの種類・内容および本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</u>